

自力で除排雪できない除雪困難世帯に
安心感を提供する新政策

雪かき支援事業で変える。変わる冬の暮らし

(これまでの住宅等除雪事業との違い)

① 雪かき支援員の配置と主な業務

冬期、雪かき支援員を飯山市職員として直接雇用します。

雪かき支援員は、自力で除排雪できない除雪困難者世帯と雪かき支援業者とのコーディネート役を主に担います。

コーディネートは、「雪かきを仲介する」仕事のことです。

(雪かき支援員の配置により、)

② 雪かき支援業者を自分で探さなくてよくなります

冬期の雪の不安から解放され安心です。

③ 支援対象世帯の範囲も拡大

これまでの住宅除雪支援事業は、市民税所得割非課税世帯や生活保護世帯で、自力で除排雪できない除雪困難者世帯が対象でしたが、今回の雪かき支援事業は課税世帯も対象となります。

(更に、)

④ 料金の明確化

課税世帯は有料で、作業員一人当たり1時間2,500円を上限に、世帯の合計所得金額に応じた段階的な料金体系を設定し、料金を明確にしました。

除雪機を使用する場合も、一律に20馬力以下で1時間3,000円、20馬力以上4,000円と料金を明確にしました。